

# 後期高齢者医療保険料が変わります



後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳の前期高齢者で障害のある方を対象とした医療保険制度です。今回は、本年度から変更となる保険料の内容と8月から使用する保険料の送付についてお知らせします。

## 本年度より保険料が変わりました

後期高齢者医療の保険料は、2年ごとに改定されることになっており、平成22年度から保険料率に変更されます。平成21年度の所得に応じて確定した保険料をお知らせする通知書が平成22年7月中旬頃皆様に送付します。

保険料は特別徴収(年金から徴収)と普通徴収(口座振替または納付書による徴収)による方がいますのでご確認ください。

均等割額と所得割額  
(内は前年までの数値)

均等割額	38,925円(38,426円)
所得割額	7.18%(7.12%)

保険料の内訳  
 保険料 = 均等割額 + 所得割額  
(所得 × 所得率)

均等割額とは  
 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額  
 所得割額とは  
 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額

## 均等割額・所得割額の軽減

【均等割額の軽減】  
 所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、平成21年度と同じ割合で継続されます。

(内は前年までの数値)

世帯主及び被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,838円(5,700円)
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,892円(3,800円)
基礎控除額(330,000円) ¥245,000円 × 被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,462円(19,200円)
基礎控除額(330,000円) ¥350,000円 × 被保険者の数	2割	31,140円(30,700円)
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,892円(3,800円)

## 特別徴収となっている方は、口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、左記のお問い合わせ先の窓口で申請することで、特別徴収(年金からの徴収)から口座振替に変更することができます。変更により、世帯全体の所得税や住民税が軽減となる場合があります。詳しくは、お問い合わせ先までご相談ください。

【所得割額の軽減】  
 所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、平成21年度と同じ割合で継続されます。

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下	5割
(年金収入のみの場合、153万円 ¥211万円以下)	

## 【保険料の算定について】

2年ごとに改定される保険料率は、秋田県後期高齢者医療広域連合が決定しています。市町村では、広域連合が決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を皆様に送付しています。また、制度についても詳しく知りたい方は、秋田県後期高齢者医療広域連合ホームページ(<http://www.akita-kouiki.jp>)をご覧ください。

## 保険証が新しくなります

今までのお使いいただいていた後期高齢者医療の「保険証」が新しくなります。北秋田市では、7月下旬に、加入者の皆様に送付いたします。申請手続きの必要はありません。8月1日以降は、必ず新しい保険証を医療機関に提示してください。保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がいますので、ご確認ください。

また、後期高齢者医療の保険料を滞納している方は、納税相談のうえ、窓口交付になります。

《今までお使いの保険証》  
 (有効期限)  
 平成22年7月31日まで  
 8月1日以降は、使用できません



《新しい保険証》  
 (有効期限1年間)  
 平成22年8月1日から  
 平成23年7月31日まで  
 7月下旬にご自宅へ送付されます

【限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ】  
 平成21年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方について

ては、8月1日から有効となる、限度額適用標準負担額減額認定証を保険証と一緒に送付いたします。送付された方は、以前の証を使用しないでください。  
 なお、平成21年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けていない方については送付されません。交付を受けたい方は、左記のお問い合わせ先で、申請していただくようお願いいたします。

## 保険証の詐欺に注意

広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。手口は、「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収に来ました。新しい保険証は後日郵送します」と説明し、だまし取るというものです。だまし取られた保険証は、身分証明書として悪用される場合がありますので、十分にご注意ください。

新しい保険証は、7月下旬に発送予定です。職員が直接訪問し、古い保険証を回収するようなことはありません。

もし不審な訪問を受けた場合は、絶対にその場で保険証は渡さず、左記へご連絡ください。お問い合わせ先

- 総合窓口課国保年金班 ☎62-1118
- 合川総合窓口センター ☎78-2112
- 森吉総合窓口センター ☎72-3115
- 阿仁総合窓口センター ☎82-2112

## 福祉医療受給者証の受給者番号が変更になります

現在お持ちの受給者は使用できなくなります！！

平成23年4月から義務化されるレセプトのオンライン化に伴い、現在の福祉医療受給者証の受給者番号が変更されます。そのため、現在お持ちの受給者証は平成22年7月31日以降使用できなくなります。7月下旬までに新しい受給者証を世帯ごとにお送りしますので、枚数と内容をご確認のうえご利用ください。

古い受給者証は有効期限が残っていても、受給者番号が変更になるため使用できませんので必ず破棄してくださいませようお願いいたします。

なお、市で所得確認ができない場合(1月1日以後の転入、未申告等)は、総合窓口課及び各総合窓口センターへ所得証明を提出してください。対象の方には別途通知書を送付いたします。

加入されている健康保険(社保、共済、国保など)の変更や住所が変更になった場合も各総合窓口センター及び総合窓口課での手続きが必要となります。

お問い合わせ 総合窓口課国保年金班 ☎62-1118